

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料の免除)</p> <p>第19条 条例第12条の規則で定める特別の理由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(免除の額)</p> <p>第20条 免除する授業料の額は、原則として前期分又は後期分の授業料についてその全額又は半額とする。ただし、<u>前条各号</u>のいずれかに該当するときは授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は当該月）から、休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍された場合にあつては前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第21条 <u>第19条各号</u>のいずれかに該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長の所得に関する証明書<u>その他</u>校長が定める書類を添え、原則として、次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>(授業料の免除)</p> <p>第19条 条例第12条の規則で定める特別の理由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 自然災害のため授業料を納付することが困難な場合</u></p> <p>(免除の額)</p> <p>第20条 免除する授業料の額は、原則として前期分又は後期分の授業料についてその全額又は半額とする。ただし、<u>前条第1号又は第2号</u>のいずれかに該当するときは授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は、<u>当</u>該月）から、休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍された場合にあつては前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第21条 <u>第19条第1号又は第2号</u>のいずれかに該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者（<u>次条及び第23条において</u>「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長が<u>発行する</u>所得に関する証明書<u>その他</u>の校長が定める書類を添え、原則として、次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 条例附則第4項の規定により入学料の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</u></p> <p><u>(1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この項において同じ。）の全壊又は半壊</u></p> <p><u>(2) 住居の全焼又は半焼</u></p> <p><u>(3) 住居の流失</u></p> <p><u>(4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少</u></p> <p><u>5 入学料の免除を受けようとする者（次項において「申請者」</u></p>

という。)は、別に定める様式による入学料免除申請書に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、入学許可の日から起算して15日以内に校長に提出しなければならない。

6 校長は、前項の入学料免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、入学料を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による入学料免除決定通知書により、入学料を免除することを不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に定める様式による入学料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）				別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）			
区分	事務	条項	内容	区分	事務	条項	内容
[略]				[略]			
岩手県立 農業大学 校長	農業大学校条例 (昭和55年岩手 県条例第45号) の施行に関する 事務	[略] 第14条	[略]	岩手県立 農業大学 校長	農業大学校条例 (昭和55年岩手 県条例第45号) の施行に関する 事務	[略] 第14条 附則第4項	[略] 入学料の免除

備考 改正部分は、下線の部分である。